

総務常任委員会記録

令和7年6月24日（火）於 第1委員会室

開会 午前10時00分

散会 午前10時53分

○出席委員（7名）

2番 工藤 裕介 委員 11番 坂本 崇 委員 14番 畑山 聡 委員
17番 千葉 浩規 委員 19番 外崎 勝康 委員 25番 佐藤 哲 委員
27番 清野 一 榮 委員

○出席理事者（10名）

財務部長	今井 郁夫	市民税課長	村元 広美
総務部長	堀川 慎一	人事課長	福士 太郎
人事課主幹	渋谷 祐太	学務健康課長	原 直美
教育センター所長	前田 清幸	契約課長	成田 政嗣
建築住宅課長	伊藤 信明	建築住宅課参事	鎌田 春香

○出席事務局職員（2名）

局長 西谷 慎吾 書記 外崎 容史

【午前10時00分 開会】

○委員長（外崎勝康委員） これより、総務常任委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。

本定例会において、総務常任委員会に付託されました案件は議案5件であります。

なお、審査に先立ち申し上げます。

議案等審査に当たりましては、配付いたしました議案等審査順序表のとおり審査を進めてまいりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

議案第78号 事件処分の報告及び承認について（事件処分第8号）

○委員長（外崎勝康委員） まず、議案第78号事件処分の報告及び承認について（事件処分第8号）を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。財務部長。

○財務部長（今井郁夫） 議案第78号事件処分の報告及び承認について御説明いたします。

提案理由といたしましては、地方税法の一部改正に伴い、軽自動車税の種別割について、原動機付自転車の標準税率の区分を変更するなど、課税事務に急を要したため処分したものであ

ります。

主な改正の内容について御説明いたしますので、お配りしている資料「弘前市税条例の一部改正(事件処分)概要」を御覧願います。

Iの1、軽自動車税関係につきましては、軽自動車税種別割の標準税率の区分の見直しに伴う税率の区分の改正及び免許情報記録個人番号カードの運用開始に伴う規定の整備であります。

2、都市計画税関係につきましては、準用する条例の項に項ずれが生じたため規定を整理するものであります。

IIの附則につきましては、第1条は施行期日を、第2条は経過措置を規定するものであります。

説明は以上であります。

○委員長（外崎勝康委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

○17番（千葉浩規委員） まず最初は、軽自動車税の種別割について、原動機付自転車の標準税率の区分がどのように変更されたのかということと、あと事件処分となった経緯をもう少し詳しく教えてください。

○市民税課長（村元広美） そうすれば、私からお答えいたします。

まず、軽自動車税の種別割について、どのように変更されたかについてですけれども、軽自動車税種別割の原動機付自転車に係る税率の区分について、総排気量125cc以下かつ最高出力4キロワット以下の二輪車を新たに追加して、税率については、現行の50cc原付と同額である年額2,000円とするものであります。

それから、事件処分となった経緯につきましてですけれども、本年3月31日に公布された地方税法の一部改正につきまして、軽自動車税の種別割の標準税率に係る法改正の施行日が4月1日となっていたことから、当該課税事務の根拠となる条例改正に急を要したためであります。

○17番（千葉浩規委員） 国では、なぜこの区分を変えたのか、答弁をお願いします。

○市民税課長（村元広美） そうすれば、なぜ国のほうで区分を変えたかについてですけれども、本年11月以降に製作される現行の原付につきまして、新たな排ガス規制が適用される予定なのですけれども、この規制の基準を満たす総排気量50cc原付の開発が技術的に困難であり、かつ開発費に見合う事業の見通しが立たず、生産・販売の継続が困難であるという状況でありました。

そのような状況の下、二輪車の業界から、総排気量125cc以下の二輪車の最高出力を現行の50cc原付の性能と同等程度の4キロワット以下に制御することにより、原付免許でも運転できる車両として区分できるか検討してほしいという要望が関係省庁等になされ、その後、警察庁が立ち上げた有識者検討会におきまして、総排気量125cc以下で最高出力4キロワット以下の二輪車であれば、現行原付と同程度になり、かつ安全に運転できることが確認されたことから、国においてこの区分を、道路交通法施行規則を原付免許で運転できる区分となるように改正するとともに、現行原付と整合するように地方税法も改正することとなったものであります。

○17番（千葉浩規委員） ホームページでざっと見てみると、もう既に市民に周知しているような自治体も見受けられるのですけれども、当市において、市民への周知についてどのような対応になるのか、答弁をお願いします。

○市民税課長（村元広美） 市民への周知ということですが、当市でも原付の新基準につきましては、その車両の区分として車種欄に追加した軽自動車税手続の案内チラシというものを作成いたしまして、窓口で配布することにより周知を図っているところでございます。

- 委員長（外崎勝康委員） ほかに御質疑ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 委員長（外崎勝康委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。
討論に入ります。
本案に対し、御意見ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 委員長（外崎勝康委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
採決いたします。
本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 委員長（外崎勝康委員） 御異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり承認いたしました。

議案第84号 弘前市税条例の一部を改正する条例案

- 委員長（外崎勝康委員） 次に、議案第84号弘前市税条例の一部を改正する条例案を審査に供します。
本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。財務部長。
- 財務部長（今井郁夫） 議案第84号弘前市税条例の一部を改正する条例案について御説明いたします。
提案理由といたしましては、地方税法の一部改正に伴い、個人住民税について特定親族特別控除を創設するなど、所要の改正をしようとするものであります。
主な改正の内容について御説明いたしますので、お配りしている資料「弘前市税条例等の一部改正概要」を御覧願います。
Iの1、公示送達方法の見直しにつきましては、インターネットを利用する方法により、公示事項を不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置を講じるための規定を整備するものであります。
2の個人市民税関係につきましては、特定親族特別控除の創設に伴う規定の整備をするものであります。
3のその他の市税関係につきましては、加熱式たばこに係る市たばこ税の課税標準の特例の新設をするものであります。
IIの附則につきましては、第1条は施行期日を、第2条から第4条は経過措置を規定するものであります。
説明は以上であります。
- 委員長（外崎勝康委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。
- 17番（千葉浩規委員） 公示送達方式の見直しについて、今の説明で分かりましたので。
二つあります。一つは、個人住民税についてのこの特定親族特別控除の概要と、今回改正になった経緯について。もう一つは、加熱式たばこに係るうち、たばこ税の課税標準の特例の新設の概要について答弁をお願いします。
- 市民税課長（村元広美） そうすれば私から、まず、個人住民税の特定親族特別控除の概要と経緯について御説明いたします。

今般、現下の厳しい人手不足の状況におきまして、特に大学生が親の扶養から外れないようにアルバイトの就業調整を行うことについて、税制が一因となっているとの指摘がありました。このことから、19歳から22歳までの大学生年代の子などを持つ親などに対する新たな所得控除として、特定親族特別控除が創設されたものです。

内容といたしましては、大学生年代の子供たちの合計所得金額が、親などが特定扶養控除を受けられる上限であります58万円を超えても、合計所得金額95万円までは特定親族特別控除として特定扶養控除と同額の45万円の所得控除を親が受けられるというもので、合計所得金額が95万円を超えても123万円までは、段階的に額は減っていくものの、所得控除は受けられるという制度になっております。

それから、加熱たばこに係る課税に関してなのですが、加熱式たばこにつきましては、近年紙巻きたばこの代替として販売が拡大しているにもかかわらず、紙巻きたばこよりも税負担水準が低く、課税の公平性を欠いている状況がありました。

これを踏まえまして、課税の適正化の観点から、税負担差を解消するために課税方式を、紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこについては、重量の0.35グラムをもって紙巻きたばこの1本に換算する、それ以外の加熱式たばこについては、0.2グラムをもって紙巻きたばこの1本に換算する方法に改正するものであります。

なお、この改正につきましては、令和8年4月から適用されることとなるのですが、半年間は、従来の積算方法と新積算方法とそれぞれで積算した本数の半分ずつを合算したものを使用して税を積算するという激変緩和措置が取られることとなっております。

○17番（千葉浩規委員） あとは、二つ目として、もし分かれば、課税変更になる対象者がどれくらいなのか、答弁をお願いします。

○市民税課長（村元広美） 課税変更になる対象者という御質疑なのですが、まず、今回の変更の対象である特定親族に関してちょっとお話しさせていただいて。

今回、創設された特定親族特別控除の特定親族とは、居住者と生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族で、合計所得金額が58万円超123万円以下の人になります。これを現時点——令和7年度の市民税課税情報を基に計算すると、特定親族に該当する人は287人いらっしゃいます。この287人を扶養の対象とする親などが減税ということになるのですけれども、ちょっとその人数は、詳しく積算できなかったもので、特定親族の対象となる方の数は287名というふうな形になっています。

○17番（千葉浩規委員） あと、この改正によって税収というのはどうなるのか、答弁をお願いします。

○市民税課長（村元広美） 先ほど申しました特定親族、令和7年度の実績で試算すると287名ということになるのですけれども、この人たちが全部その控除の対象になると仮定したとすれば、550万円程度の税収減となるものと積算しております。

○委員長（外崎勝康委員） ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（外崎勝康委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。
討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（外崎勝康委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（外崎勝康委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

〔理事者入替え〕

議案第82号 弘前市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例案

○委員長（外崎勝康委員） 次に、議案第82号弘前市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例案を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。総務部長。

○総務部長（堀川慎一） 議案第82号弘前市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

本議案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、職員の仕事と家庭の両立支援に向け、部分休業制度を拡充するなど、所要の改正をしようとするものであります。

なお、本議案により改正する条例は、2の(1)から(6)に記載の六つの条例となりますが、これにつきましては、法制執務上、改正の理由が同一である場合は、一つの議案でまとめて改正することとなっていることによるものであります。

それでは、改正の概要について御説明申し上げますので、お手元の資料の3の(1)を御覧くださいようお願いいたします。

改正の内容の一つ目は、部分休業制度の拡充についてであります。

小学校就学前の子を養育する職員を対象とした部分休業制度について、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正により、現行の1日につき2時間を超えない範囲内で取得するパターンと、「条例で定める時間を超えない範囲内で1日の勤務時間の全部又は一部」で取得するパターンのいずれかを選択可能とされたため、取得の際の取扱いに関する条例上の規定を国の例に準じて整備しようとするものであります。

改正後の部分休業制度の取得パターンは、改正イメージの図のとおりであり、法律により条例で定めるとされた新たなパターンでの取得上限は、1年につき10日相当とするものであります。

続きまして、お手元の資料の裏面、3の(2)を御覧くださいようお願いいたします。

改正内容の二つ目といたしましては、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の新設についてであります。

国において、仕事と育児の両立支援制度全般に係る一層の環境整備を行うことが示されたことから、市においても同様の措置を講じるため、妊娠・出産等を申し出た職員及び3歳に満たない子を養育する職員それぞれへの情報提供や意向確認に関する規定を関係条例へ新設しようとするものであります。

最後に、本議案の施行日につきましては、改正法の施行日と同様、令和7年10月1日から施行しようとするものであります。

以上であります。

○委員長（外崎勝康委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

○17番（千葉浩規委員） まず、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正趣旨・内容、あとは当市における変更点、対象者数及び利用者数について答弁をお願いします。

○人事課長（福士太郎） まず、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正の趣旨といたしましては、昨年、人事院が行った公務員人事管理に関する報告の中で、仕事と生活の両立支援の拡充のほうに対応する取組としまして、育児を行う職員の職場と家庭での生活の一層の両立に向けて、地方公務員の部分休業制度についても、国家公務員に準じ拡充することとしているものであります。

改正の内容につきましては、子の年齢に応じた柔軟な働き方に向けて、部分休業の取得方法について、条例で定める範囲内で1日の勤務時間の全部または一部について勤務しないことを選択できるようにするとともに、非常勤職員、当市では会計年度任用職員ですけれども、の部分休業について、対象となる子の年齢を、これまでの3歳に達するまでから小学校就学の始期に達するまでに引き上げるものとなっております。

あとは、当市における変更点ということですが、当市の会計年度任用職員の育児休業等については、当該法律の規定を直接の根拠としておりまして、本改正により部分休業の対象となる子の年齢が引き上げられることとなることから、条例の改正は不要となるものであります。

最後に、本制度の対象となる職員数につきましては、児童手当等の申請により把握している正職員でお答えさせていただきますけれども、令和7年6月1日現在で158人となっております。そのうち、実際に制度を利用しているのは14人となっております。

○17番（千葉浩規委員） 近年、当市でも地方公務員の育児休業、部分休業での改善が図られてきたというふうに感じています。というのも、私も総務常任委員になって何回か改善がなされたと思うのですが、ここ数年、どのような改善がなされたのか答弁をお願いします。

○人事課長（福士太郎） 当市における育児休業等に関する見直しの主な内容ということで、令和4年以降、過去3年でお答えしますと、継続的な業務が見込まれる非常勤職員の育児休業、部分休業について、これまでの在職期間の要件を廃止しまして、任用当初からの取得を可能としたほか、本人または配偶者が妊娠・出産等を申し出た職員に対する育児休業の制度についての個別の周知、取得意向の確認や、介護休暇や介護時間のほか、介護に直面した際に利用可能な制度の周知を義務化しております。

また、育児休業取得回数を、それまでの1回から2回にするなどの制限の緩和。あとは夫婦で交代による育児休業の取得に当たり、養育する子の1歳到達日の翌日ということで限定しておりました開始日についても柔軟化を図っております。

あとは、育児のための時間外勤務の制限の対象についても、それまでの3歳に満たない子から、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員へと拡大するなどとなっております。国の見直しに合わせて、都度、これまで改善を図ってきたものであります。

あとは、当市で独自に対応したものとしたしましては、令和5年に、小学校就学の終わりまでの、中学校に入る前までですね、小学校の就学終わりまでの子を療育する職員を対象として、新たに子育て部分休暇制度のほうを導入しております。

○17番（千葉浩規委員） 私も総務常任委員会で何回か議論させていただいたのですが、そのときに弘前市職員の育児休業等に関する条例と、弘前市職員の勤務時間、休暇等に関する条例で、

それぞれ対応したということがあったのですが、これはどのような使い分けをしているのか答弁をお願いします。

○人事課長（福士太郎） 弘前市職員の育児休業等に関する条例のほうは、地方公務員の育児休業等に関する法律のほうの規定に基づいていまして、職員の育児休業等に関して必要な事項を定めているものでありまして、育児休業、育児短時間勤務、部分休業について規定しております。条例改正の一つ目の部分休業制度の拡充につきましては、こちらの条例の改正で対応することとしたものであります。

一方、議員お話しの弘前市職員の勤務時間、休暇等に関する条例は、地方公務員法に基づき、職員の勤務時間、休日及び休暇に関して必要な事項を定めているものでありまして、1週間の勤務時間、週休日、休憩時間、時間外勤務、休日、あとは各種休暇などの勤務条件について規定しているものであります。条例改正の二つ目のほう、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置に係る規定の新設ということですが、特別休暇や育児のための時間外勤務の制限など、様々な両立支援制度をどのように組み合わせていくかという、勤務条件の側面が強いことから、国のマニュアルにおいても、育児休業に関する条例ではなくて、勤務条件に関する条例に規定するのが適当であるとされていることから、今回、こちらの条例の改正で対応することとしたものであります。

○委員長（外崎勝康委員） ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（外崎勝康委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（外崎勝康委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（外崎勝康委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

〔理事者一部入替え〕

議案第83号 弘前市附属機関設置条例の一部を改正する条例案

○委員長（外崎勝康委員） 次に、議案第83号弘前市附属機関設置条例の一部を改正する条例案を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。総務部長。

○総務部長（堀川慎一） 議案第83号弘前市附属機関設置条例の一部を改正する条例案について御説明いたします。

本条例案は、青森県の組織改正を受け、弘前市予防接種健康被害調査委員会及び弘前市教育支援委員会の規定を整理するほか、弘前市学校給食審議会における委員の構成を改正しようと

するものであります。

それでは、改正内容について御説明いたしますので、配付資料を御覧願います。

令和7年4月の青森県組織改正において、地域県民局が廃止され、地域連携事務所や県税事務所などが設置されたほか、保健所、福祉事務所などの名称が改められたことに伴い、弘前市予防接種健康被害調査委員会の「弘前保健所長」を「青森県中南保健所長」に、弘前市教育支援委員会の「青森県弘前児童相談所」を「青森県中南児童相談所」に、それぞれ改正後の名称に合わせ改めようとするものであります。

次に、弘前市学校給食審議会につきましては、学校給食への保護者、各種団体及び社会情勢の新たなニーズを反映できる体制を構築するため、資料記載のとおり、委員の構成について、第1号から第6号までを「教育関係団体の推薦を受けた者」に改め、第7号を「関係行政機関の職員」に改めようとするものであります。

最後に、附則といたしまして、本条例の施行期日のほか、弘前市予防接種健康被害調査委員会及び弘前市教育支援委員会において、現に委員とされている方について、改正後の弘前市附属機関設置条例の規定により委嘱されたものとみなす経過措置を規定するものであります。

説明は以上であります。

- 委員長（外崎勝康委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。
- 17番（千葉浩規委員） 学校給食審議会についてですけれども、今回改正になった理由について答弁をお願いします。
- 学務健康課長（原 直美） 現在規定している団体につきましては、これまでも専門的な知見を生かし御意見を頂いていたことから、引き続き委員をお願いしたいと考えているものでございますが、これまでの委員構成として、具体名で規定していた構成団体を、今後、社会情勢の変化に応じ、例えば、さらに専門的な知見が必要となった場合に、それに該当する団体に加わっていただくなど、柔軟な対応が可能になるよう、構成団体を含めた区分に見直ししたものでございます。
改正内容といたしましては、弘前地区小学校長会や中学校長会、弘前市連合父母と教師の会、弘前市学校給食主任会、弘前市学校保健会、弘前市学校薬剤師会の各団体名で規定していたものを教育関係団体とし、青森県中南地域県民局地域健康福祉部保健総室につきましては、関係行政機関としたものでございます。
- 17番（千葉浩規委員） 今の説明で、最初の説明のほうで、学校給食における新たなニーズとありましたけれども、この新たなニーズとは一体何なのかということと、また、現状に課題などがあれば、答弁をお願いします。
- 学務健康課長（原 直美） 現状における大きな課題は、現時点では想定されてございませんが、新たなニーズといたしましては、例として、今後、SDGsの観点からのアプローチとして残食についての検討をいただくことや、アレルギー対策の対応食の今後の提供の仕方について検討することなどを考えるものでございます。
- 17番（千葉浩規委員） 今回の改正で、新たな委員の就任を想定している委員や団体といったものは、今あるのでしょうか。
- 学務健康課長（原 直美） 現時点で新たな委員や団体の選出は想定してございませんが、今後の審議・検討案件に応じて委員を選出してまいりたいと考えております。
- 14番（畑山 聡委員） 極めて初歩的なことを聞きますけれども、この改正によって、弘前保健所長とか青森県弘前児童相談所というのがなくなるということではないのですよね。なくな

るということなのか。

○人事課主幹（渋谷祐太） 今回の青森県の組織改正におきましては、これまで設置されていた地域県民局が廃止されまして、新たに地域連携事務所、県税事務所等の事務所が設置されたところでございますが、今委員がお話しいただきました保健所や福祉事務所、児童相談所につきましては、名称の改正ということでございまして、これまで担っていたエリアでありますとか、所管事務についての変更はないものでございます。

○委員長（外崎勝康委員） ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（外崎勝康委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。
討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（外崎勝康委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（外崎勝康委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

〔理事者一部入替え〕

議案第89号 工事請負契約の締結について（令和7年度弘前市駅前住宅2期棟屋上防水・外壁等改修工事）

○委員長（外崎勝康委員） 最後に、議案第89号工事請負契約の締結についてを審査に供します。
本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。総務部長。

○総務部長（堀川慎一） 初めに、配付資料について御説明申し上げます。

令和7年度弘前市駅前住宅2期棟屋上防水・外壁等改修工事に係る議案第89号につきまして、工事概要をまとめた資料及び図面のほか、入札執行書をお配りしております。

それでは、議案第89号工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

本工事は、弘前市公営住宅等長寿命化計画に基づき、劣化した屋上防水及び外壁等の耐久性向上、躯体影響低減等の予防保全を目的として改修を行うものであります。

工事名称は、令和7年度弘前市駅前住宅2期棟屋上防水・外壁等改修工事で、工事場所は弘前市大字大町一丁目13番地11であります。

工事の概要は、弘前市駅前住宅2期棟の外壁の改修、屋上防水改修、渡り廊下屋根改修、建具改修を行うものであり、外壁面等の石綿含有仕上げ塗材下地調整剤の除去工事を含むものであります。

契約金額は1億9976万円、契約の相手方は株式会社小山田建設、竣工期限を令和8年2月27日として契約を締結しようとするものであります。

以上であります。

○委員長（外崎勝康委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

○17番（千葉浩規委員） まず、1回目は三つあります。

一つは、入札に参加できる資格について。

二つ目は、総合評価落札方式で入札を行う理由について。

三つ目は、技術評価点について、技術評価点の項目と点数の配分、2者においてどの項目で差が出たのか、答弁をお願いします。

○契約課長（成田政嗣） まず、入札に参加できる資格についてです。

本工事の主な資格要件として、市内に本店を有すること、市の令和7年度建設工事指名競争入札参加資格者名簿において建築一式工事A等級に格付されていること、平成22年度以降に建築一式工事で1件の契約金額が1億100万円以上の元請施工実績があることなどを定めております。

次に、総合評価落札方式で入札を行う理由についてです。

総合評価落札方式は、企業の施工能力や地域貢献等、価格以外の要素を加味して落札者を決定することにより、工事の品質を確保するとともに優良業者を適正に評価するものであり、当市における建築一式工事の対象は予定価格6000万円以上と定めているため、本契約の入札についても総合評価落札方式で落札者を決定することが適当と判断したものであります。

次に、技術評価点についてです。

技術評価点の評価項目としましては、大きく三つの区分で評価を行い、企業の施工実績等を評価する企業の施工能力の配点を5.5点、配置予定技術者の施工実績等を評価する配置予定技術者の能力の配点を4.5点、防災協定等の締結状況等を評価する地域貢献の配点を2点とし、最高点は12点となっております。

今回は、企業の施工能力のうち、工事成績の項目において最高点と最低点との差が2点、地域貢献の項目が最高点と最低点との差が0.5点となっており、企業の施工能力の項目が最も差のついた項目となっております。

○17番（千葉浩規委員） まず、企業の施工能力の、特に工事成績で大きな差が出たようですが、この工事成績といった場合、どのような点を評価するのかというのが一つです。

あとは、今回の落札率が約99.29%ということですが、これへの評価について答弁をお願いします。

続いて、評価価格と基準数値から見て、落札決定評価値についてどのように評価しているのか。

あとは続いて、今回は2者の参加であったのですが、この点についてどのように評価しているのか答弁をお願いします。

○契約課長（成田政嗣） まず、工事成績についてです。

工事成績の項目は、過去3か年の市の発注工事における同じ工事の工事成績評定点の平均点を評価しております。今回の工事につきましては、令和4年1月1日から令和6年12月31日の間に竣工した予定価格が130万円を超える工事を評価対象としております。

次に、落札率についてです。

令和2年度から令和6年度までの過去5か年の総合評価落札方式で行った建築一式工事の平均落札率といたしましては、97%台から98%台で推移しております。このことから、今回の入札における落札率につきましては、例年より若干高い結果となっておりますが、建築一式工事は、専門工事である電気設備・機械設備と比較して、自社の努力では対応できない部分が多く、下請けに出す割合が多いことから、落札率も90%台後半になることが多いのではないかと推測

しております。

次に、入札決定評価値についてです。

今回の入札では、予定価格を税抜き1億8290万円。最低制限価格と同様の計算方法で算出した基準数値を税抜き1億6987万8256円としております。落札者である株式会社小山田建設の入札金額は税抜き1億8160万円で、入札参加者の中で最も低く、かつ技術評価点も入札参加者の中で最も高いものであり、結果的に価格評価点及び技術評価点のいずれも最も高い入札参加者が落札者となったもので、価格以外の要素も加味して落札者を決定する総合評価落札方式の趣旨に沿った適切な評価が行われたものと考えております。

次に、2者の参加についてです。

市内の建築一式工事A等級の建設業者は16者おり、うち入札参加要件を満たすものとして12者が参加可能と想定しておりました。複数の建設業者が参加可能な入札参加条件としており、その結果として2者が入札に参加したものであることから、競争性は発揮されているものと考えております。

○17番（千葉浩規委員） 最後に、入札決定者の概要と、あと今後のスケジュールについて答弁をお願いします。

○契約課長（成田政嗣） 入札決定者の概要と、今後のスケジュールについてです。

本工事の落札者は、市内に本店を有し、建築一式工事A等級に格付されている株式会社小山田建設であります。当社が近年施工した工事としましては、最終契約額が2億680万円の令和5年度（仮称）弘前市身体障害者福祉センター新築工事（建築工事）を施工し、昨年6月に竣工しております。

今後のスケジュールにつきましては、本議案が可決された場合、その後、相手方へ通知を行い、その通知をもって本契約が成立します。その後は、速やかに工事着手に係る手続を行うこととなります。

○14番（畑山 聡委員） まず第1点、これは2期棟だけで1期棟は工事的に必要がないということなのだろうと思いますけれども、必要がなかったのかどうか、2期棟だけなのか。

それから、私、知らないのだけれども、この技術評価点というのが随分、9.0と6.5でかなり違うようなのですが、これはどういう、これは価格評価点を足し算したものが評価値というふうにして出てきていますよね。技術評価点がこのぐらい違うというのは、かなりの大きな違いがあるものなのではないでしょうか。

○建築住宅課長（伊藤信明） まずは、1期棟の工事的に必要がないのかという点について、私のほうから御説明をいたします。

駅前住宅は規模が大きいので、単年度で施工することが無理な建物ということから、分割して発注することとしております。なお、現地調査によって劣化の状況を見たところ、2期棟のほうがより劣化が進んでいるということで、2期棟を優先して施工するものでございまして、1期棟については、来年度施工する予定としております。

○契約課長（成田政嗣） 技術評価点と評価値についてです。

まず評価値は、技術評価点と価格評価点の合計値になっております。技術評価点については、満点が12点で、今回、小山田建設が9点でもう1者が6.5点で、確かに点数の差はついていきます。先ほども述べましたが、この点数の差は、工事成績などによって差がついたものと思われると思います。

○25番（佐藤 哲委員） 通常、こういう建物の場合、その前に、これは築何年ぐらいになって

いる代物なのか。

それから、通常こういう建物の場合、何年ごとにこういう改修工事というのは行うようにしているものなのか。

それから、あわせて、これを契約する段階の契約内容について伺います。

先般、水道施設の工事に毎年物価が上がっているということで、契約が変更されていくということ自体をちょっと指摘してみたのですが、このように短期間で、この1年以内に改修されてしまう場合、途中の物価高というか、そういうものというのは、全く加味されていないものなのかということをお聞きしたいと思います。

○**建築住宅課長（伊藤信明）** 築何年たっているのかという御質疑にお答えいたします。

今回、改修工事をしようとする駅前住宅の2期棟は、昭和63年度に建築をされておりましておおよそ40年、37年が経過する建物となっております。

あとは何年ごとに改修するのかについては、団地ごとにその劣化状況とか、あとは市の財政状況を見ながら改修工事をしていくこととなりますので、一概に何年ということではなくて、ただうちのほうは、大規模な改修工事の際には、弘前市が定めております公営住宅等長寿命化計画のほうを計画しておりますので、そちらの計画に基づいて計画的に改修工事のほうをしているような状況でございます。

契約について、先ほど原材料とか物価高のことを質疑されていたかのようにお聞きしていましたが、本工事の契約には、賃金上昇ですとか物価上昇に変動があった場合に、変更契約ができるという条項が定められておりますので、工事価格が不相当だということで、その請負業者のほうから請求があった場合には、変更に応じる用意があるというものでございます。

○**25番（佐藤 哲委員）** まず、忘れないうちに、先にその契約のほうで。それは1年たってからやるのか。これは、今回の場合は1年に満たなくて、工事が完了するわけですが、通常2年がかりとかというふうなものが出てくる可能性もあるわけですね。そういう場合は、やっぱり1%とかという物価上昇で契約を変更するということもあり得るものなのですか。

それと、もう一つ。今回の駅前住宅、それなりに壊れているというか修理が必要だったのだらうと思うのですが、こういうところに入居されている市民の人たちというのは、ちょっとあまりにもひどくなったというときに、修理してくださいとかいうのを誰に言えるようなシステムになっているものですか。誰か、この住宅の組合みたいなものがあるって、その方に言うとかという、そういうふうになっているものなのですか。その辺についてお伺いしたいと思います。

○**建築住宅課参事（鎌田春香）** どういった状況から確認されるかということなのですが、私どものほうで3年に一度、外壁等の検査等を12条点検という形で行っておりまして、そういったところから私どものほうで確認させていただいておりまして、その結果、計画をしているものでございますけれども、住民の方々からの御要望というのは、市営住宅サービスセンターのほうで受け付けております。

最初の質疑に対して、こちらのほうは約款のほうで説明をさせていただくことになるかと思うのですが、2か年の計画での予期することのできない特別の事情により工期内に急激な価格の高騰または下落を生じ、請負代金額が著しく不相当となったときは、発注者または受注者が各前項の規定にかかわらず、請負代金の変更を請求することができるとなっております。こちらのほう、過年度にわたる工事の際には、こちらが適用されるということになっております。パーセンテージでの表示というところではなく、その際の発注者と受注者との協議に

よるところで定められるものとなっております。

○25番（佐藤 哲委員） そうすると、何%というふうには規定されていないというふうな話だったけれども、分かりました。

今回の場合、直接関係がないのですけれども、私、ちょっと今自分の気持ちで言わせてもらうと、水道工事の場合の1%という、きちんとした書き物があったというのは、ちょっと異例であったと考えなくてはならないことになりますね。それで終わります。

○委員長（外崎勝康委員） ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（外崎勝康委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（外崎勝康委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（外崎勝康委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

以上をもって、本委員会に付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

よって、会議を閉じ、本委員会を散会いたします。

【午前10時53分 散会】